

令和3年8月1日、消費生活用製品安全法施行令が改正され、特定保守製品に指定されていた7製品（屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用/LPガス用）、屋内式ガスふろがま（都市ガス用/LPガス用）、ビルトイン式食器洗機、密閉燃焼式石油温風暖房機、浴室用電気乾燥機）が指定から外れました。

改正に関するよくあるご質問を以下のとおりまとめました。

⚠ 用語の定義について

「除外対象製品」・・・今回の改正で対象外となる7製品のこと

「経過措置対象製品」・・・「除外対象製品であって、改正政令の公布の日前に点検期間の始期が到来しているもの及び同日から起算して1年を経過する日までの間に点検期間の始期が到来するもの（改正政令の施行前に点検実施済みのもの及び点検期間が経過しているものを除く。）」

⚠ 「経過措置対象製品」の対象範囲詳細については、別添（以下 URL 先資料）をご参考ください。

https://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/07_shouan_keikasoti.pdf

Q1 今回の改正で特定保守製品の指定から外された7製品については、今後、法定点検は受けられなくなるということですか？

A1 基本的にはそうなります。ただし、経過措置対象製品については、メーカーによる法定点検を受けることができます。経過措置対象製品は、2022年7月26日までに点検期間の始期が到来するもの（これまで点検を受けていない場合に限る）となります。経過措置対象製品の詳細は、冒頭 URL 先の資料をご覧ください。

Q1-2 経過措置対象製品についての法定点検は、必ず受けなければならないのでしょうか？

A1-2 法定点検を受けることについて法律上は義務づけられておりません。ただし、一般論としては、安全のためには適切な時期に点検を受けていただくことが望ましいと考えております。

Q2 先日（2021年8月1日以降）購入した除外対象製品に「特定保守製品」の表示が残っており、「所有者情報の登録」のための案内もありました。また特定保守製品なのでしょうか？

A2 2021年8月1日以降は、除外対象製品は全て特定保守製品の指定からは外れています。しかし、メーカーによっては、在庫等、改正前に製造されたものについては特定保守製品の表示等が残ったまま販売されることがあります。表示等が残っていても、特定保守製品の指定から外れておりますので、法定点検の対象ではなく所有者情報の登録も求められているものでもありません。

Q3 経過措置対象製品でない場合は、メーカーによる点検は受けられないのでしょうか？

A3 経済産業省としては、除外対象製品についても引き続きメーカーによる自主的な点検が実施されることが望ましいと考えております。メーカーによる点検サービスについては各メーカーにお問い合わせください。

Q4 今回の改正前に製品を購入している場合も、法定点検の対象外となるのでしょうか？

A4 改正前に購入した製品も含めて、法定点検の対象外となります。ただし、A1のとおり、経過措置対象製品については、メーカーによる法定点検の対象となります。

Q5 購入した際に所有者情報をメーカーに登録しましたが、その情報はどうなりますか？登録した個人情報を取り消したい場合はどうしたらよいのでしょうか？

A5 改正後は、ご登録いただいた情報は、消費生活用製品安全法上定義されていた「所有者情報」ではなくなり、メーカーにおいて個人情報保護法に基づき、適切に取り扱われることとなります。個人情報の取り扱いについては、メーカーにお問い合わせください。

Q5-1 改正直前に購入した製品について、改正後に所有者情報を登録するための葉書を送付しました。この場合は法定点検を受けられるのでしょうか？

A5-1 いつの時点で購入した製品であっても8/1以降は、特定保守製品の指定から外れています。よって、A1のとおり、経過措置対象製品については、法定点検の対象となりますが、改正直前に購入した製品のように経過措置対象製品でないものについては、法定点検の対象外です。

メーカーによる自主点検をご希望の場合は、メーカーにその旨ご相談ください。

Q6 これまでの法定点検と、改正後のメーカーによる自主的な点検は何が違うのでしょうか？

A6 実質的には、点検実施内容は相違ないものと認識しております。点検内容の詳細については、各メーカーにお問い合わせください。

Q7 メーカーではない事業者から、除外対象製品についての点検案内がきました。詐欺ではないでしょうか？

A7 除外対象製品について、メーカー以外の事業者が点検を実施する場合もございます。ただし、内容に疑義がある場合などはまずはメーカーにもお問い合わせいただくことをおすすめします。

Q7-2 メーカーではない事業者からの点検案内がきました。メーカーによる点検とどちらを受けるべきでしょうか？

A7-2 メーカーによる点検とメーカーではない事業者による点検については、点検内容等が異なる可能性があります。点検内容等についてはしっかりと御確認の上で判断いただければと思います。

Q8 メーカーによる自主点検は、これまでの法定点検よりも点検料金は上がるのでしょうか？

A8 点検料金については、各メーカーにお問い合わせください。